

## 公的病院における受動喫煙防止対策の推進（あっせん）

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受け、中国地方の5県に所在する独立行政法人、国立大学法人等が設置する公的病院における受動喫煙防止対策の実施状況を調査するとともに、民間の有識者を構成員とする当局の行政苦情救済推進会議（座長：川内広島修道大学教授）に諮り、「病院については、敷地内全面禁煙にできない特別な事情が認められない限り全面禁煙を求めるべきである」等の意見を踏まえて、平成 25 年 3 月 22 日、中国地方にある 30 の公的病院のうち、敷地内全面禁煙を実施していない**4病院**（独立行政法人国立病院機構**米子医療センター**、同**南岡山医療センター**、独立行政法人労働者健康福祉機構**山陰労災病院**及び国立大学法人**広島大学病院**）に対し、敷地内全面禁煙への移行等を検討するようあっせんしました。

## ◎行政苦情救済推進会議とは

当局に寄せられた行政相談事案のうち、様々な視点から検討を加えることが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立的かつ的確な処理を推進するために、昭和 61 年に設置（委員 9 名）し、今回、第 79 回の会議を開催。

## 【本件のきっかけとなった行政相談】

公共施設の禁煙対策は相当進んだが、病院の中には、未だに敷地内に屋外喫煙所を設置しているところがあり、通路のすぐ近くに設置され、しかも周囲から遮蔽されていないため、通行人が受動喫煙するおそれのあるものがある。健康を回復し維持するために利用する病院で健康被害に遭うのは割に合わないので、病院における受動喫煙防止対策を推進してほしい。

## 【制度の概要、調査結果】

- 平成 15 年 5 月に施行された健康増進法第 25 条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。
- 厚生労働省では、同法施行時の平成 15 年通知においては、健康増進法第 25 条の対象施設の受動喫煙防止措置として、全面禁煙とする方法のほか、分煙の方法があることを提示していた。しかし、その後の国際的な受動喫煙を取り巻く環境の変化を受けて、「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」（平成 21 年 3 月）を踏まえ、平成 22 年 2 月に厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」を発出し、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」という基本的な方向性を示すとともに、「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。」としている。

- 中国地方に所在する独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、国立大学法人及び日本郵政株式会社が設置する30病院のうち、24病院(80%)では敷地内全面禁煙を行っているが、6病院は敷地内全面禁煙を行っていない(平成25年2月1日現在)。
- 敷地内全面禁煙を行っていない6病院のうち、4病院(独立行政法人国立病院機構**米子医療センター**、同南岡山医療センター、独立行政法人労働者健康福祉機構**山陰労災病院**及び国立大学法人**広島大学病院**)については、敷地内全面禁煙の措置を講ずることが極めて困難である特別の事情は認められない。
  - (注) 残る2病院については、①平成25年4月1日から敷地内全面禁煙とすることを決定していること(1病院)、②閉鎖病棟を有する精神科専門病院であり、外出できない患者がいること、精神疾患患者はたばこ依存性が高い等、分煙とせざるを得ない事情があると考えられること(1病院)により、あっせん対象から除外した。
- 上記4病院のうち、**米子医療センター、南岡山医療センター及び山陰労災病院**の3病院では、屋外喫煙所が周囲から遮蔽されていないため、喫煙所の外にたばこの煙が漏れる上、通路や外来駐車場等の近くにあるため、付近を通行する患者、見舞客、職員等が受動喫煙する可能性がある。
  - (注) 広島大学病院では、外気から遮蔽された独立した建物の屋外喫煙所を設置

#### 【あっせん内容】

各病院は、受動喫煙の防止及び喫煙による健康被害を防止する観点から、次の措置を講ずることについて検討する必要がある。

- ① 敷地内全面禁煙とすること(4病院)  
【独立行政法人国立病院機構米子医療センター、同南岡山医療センター、独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院及び国立大学法人広島大学病院】
- ② 敷地内全面禁煙に移行するまでの措置として、屋外喫煙所から流れ出るたばこの煙により、当該喫煙所付近の通行者等が受動喫煙の被害を受けることのないよう、屋外喫煙所の位置、構造等の見直しを図ること(3病院)  
【独立行政法人国立病院機構米子医療センター、同南岡山医療センター及び独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院】

総務省 中国四国管区行政評価局

